

審査基準

- 1 海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- 2 海岸保全施設に関する工事及びその整備に関する基本計画の遂行を阻害するものではないこと。
- 3 海岸保全施設の築造基準に合致したものであること。
(海岸法第14条、「海岸保全施設築造基準について」(昭和44年44農地D第1418号、44水港第5528号、港災第930号、河海第39号)を参照のこと)

参考

海岸法(抜粋)

(築造の基準)

- 第14条 海岸保全施設は、地形、地質、地盤の変動、浸食の状態その他海岸の状況を考慮し、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並びに地震、漂流物等による振動及び衝撃に対して安全な構造のものでなければならない。
- 2 海岸保全施設の形状、構造及び位置は、前項の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 堤防及び護岸については、
 - イ 高さは、異常高潮位、波高、碎波の状況等を考慮して定めること。
 - ロ のりこう配及び堤防の天ば幅は、堤体の型式及び地盤並びに使用材料の種類及び性質を考慮して定めること。
 - ハ 堤防又は護岸の表のりは、波力に耐え、海水その他による浸食及びま耗並びに表のり背面の土砂の流出を防止しうる構造とすること。
 - 二 状況により、堤防及び護岸の表のりには波返工を設け、波の洗掘力に耐えるように十分に根入れをし、又はこれに根固工若しくは波力を減殺する施設を設け、堤防及び護岸の天ばには被覆工を施し、かつ、排水こうを設け、堤防の裏のりには、被覆工、のり尻保護工、根留工若しくは水たたき工を施し、又は潮遊びを施すこと。
 - 二 胸壁については、前号に定めるところに準ずること。
 - 三 突堤については、潮流、潮位、風速、風向、漂砂、波高、波向等を考慮して定めること。
 - 3 海岸保全施設には、近傍の土地の利用状況により、ひ門、ひ管、陸こう、えい船道その他排水又は通行のための設備を設けなければならない。
 - 4 海岸保全施設の形状、構造及び位置は、状況により、船舶の運航及び船舶による衝撃を考慮して定めなければならない。